

○海部地区急病診療所組合と愛知県との間の公務災害補償等

認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約

る規約

(昭和61年11月20日)
規約第3号

改正 平成15年2月24日 規約第1号

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、海部地区急病診療所組合(以下「甲」という。)は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定による「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成15年海部地区休日診療所組合条例第1号)」において定める次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を愛知県(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 「公務災害補償等認定委員会」の事務
- (2) 「公務災害補償等審査会」の事務

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。

2 前項の経費は甲の負担とする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月24日規約第1号)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。